

国道 161 号 小松拡幅 13 工区
環境影響評価方法書に対する審査会意見（案）

国道 161 号 小松拡幅 13 工区（以下「本事業」という。）に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 具体的なルート、道路構造（盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。）および工事計画等の決定に当たっては、特に騒音・振動、景観および文化財への影響の回避等、環境の保全に極力配慮するほか、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、滋賀県環境影響評価技術指針（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）および「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）ー」等に定められた内容に加え、「道路環境影響評価の技術手法」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 調査に当たっては、調査すべき情報の内容等を踏まえ、適切かつ効果的と認められる調査地点・手法・期間等を設定して行うこと。また、予測および評価に当たっては、可能な限り最新の文献等の情報を踏まえ、その有効性を検討したうえで、適切に行うこと。
- (5) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業により影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。
- (6) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、(5) の検討の結果、最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素を、その理由とともに示すこと。また、環境影響評価方法書には具体的な調査・予測地点等が記載されていないことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において具体的に示すこと。

- (7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。

大気質、騒音・振動についての調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。

大気質、騒音・振動についての予測地点の選定に当たっては、住居等への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、必要に応じて一般地域に適用される環境基準による評価も併せて検討するなど、住居等への影響についてできる限り配慮すること。

(2) 水環境

工事の実施に伴う河川・琵琶湖等の水質への影響については、降雨等の状況も踏まえ、適切に予測および評価を行うこと。

対象事業実施区域にはトンネル構造となる部分が存在していることから、地下水の水位・水質に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。

(3) 動物・植物・生態系

動物・植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測および評価を行うこと。

生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。

環境保全措置の検討に当たっては、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避等のほか、道路への動物の侵入対策等によるロードキルの回避等についても検討すること。

(4) 景観

景観についての予測および評価に当たっては、各市に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。

景観資源については、既に把握されている大溝の水辺景観などのほか、鶉川周辺の棚田景観についても取り扱うこと。また、自然的構成要素だけでなく、文化的・社会的構成要素も重要であることから、白髭神社などについても景観資源として取り扱うことを検討すること。

眺望点については、身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については、集落等からの眺望景観への影響についても予測および評価を行うことを検討すること。

(5) 廃棄物等

工事の実施に伴い発生する土石・木材等の発生量を適切に予測し、その有効利用を図ることにより廃棄物の発生の低減を図ること。

(6) 文化財

有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。

国道161号 小松拡幅13工区 環境影響評価方法書に対する意見(案)

審査会意見(案)	前回 審査 会	市意見		滋賀 県 関 係 所 属
		大津 市	高島 市	
<p>国道161号 小松拡幅13工区(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。</p>				
<p>1 全般的事項</p> <p>(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>				1.3
<p>(2) 具体的なルート、道路構造(盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。)および工事計画等の決定に当たっては、特に騒音・振動、景観および文化財への影響の回避等、環境の保全に極力配慮するほか、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。</p>			1.4	2.3,4, 5,7,8, 9,11, 17
<p>(3) 環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)および「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)ー」等に定められた内容に加え、「道路環境影響評価の技術手法」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。</p>		1		13,15 .16
<p>(4) 調査に当たっては、調査すべき情報の内容等を踏まえ、適切かつ効果的と認められる調査地点・手法・期間等を設定して行うこと。また、予測および評価に当たっては、可能な限り最新の文献等の情報を踏まえ、その有効性を検討したうえで、適切に行うこと。</p>	3.5	1.3,9	1	
<p>(5) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業により影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。</p>	4			
<p>(6) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、(5)の検討の結果、最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素を、その理由とともに示すこと。また、環境影響評価方法書には具体的な調査・予測地点等が記載されていないことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において具体的に示すこと。</p>	5	4		
<p>(7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>				

審査会意見(案)	前回 審査 会	市意見		滋賀 県関 係所 属
		大津 市	高島 市	
<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気環境</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。</p> <p>大気質、騒音・振動についての調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。</p> <p>大気質、騒音・振動についての予測地点の選定に当たっては、住居等への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、必要に応じて一般地域に適用される環境基準による評価も併せて検討するなど、住居等への影響についてできる限り配慮すること。</p>	1.2	5		
<p>(2) 水環境</p> <p>工事の実施に伴う河川・琵琶湖等の水質への影響については、降雨等の状況も踏まえ、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>対象事業実施区域にはトンネル構造となる部分が存在していることから、地下水の水位・水質に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。</p>	4	6.7	2	6
<p>(3) 動物・植物・生態系</p> <p>動物・植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避等のほか、道路への動物の侵入対策等によるロードキルの回避等についても検討すること。</p>		8	3	

審査会意見(案)	前回 審査 会	市意見		滋賀 県関 係所 属
		大津 市	高島 市	
<p>(4) 景観</p> <p>景観についての予測および評価に当たっては、各市に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。</p> <p>景観資源については、既に把握されている大溝の水辺景観などのほか、鵜川周辺の棚田景観についても取り扱うこと。また、自然的構成要素だけでなく、文化的・社会的構成要素も重要であることから、白髭神社などについても景観資源として取り扱うことを検討すること。</p> <p>眺望点については、身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については、集落等からの眺望景観への影響についても予測および評価を行うことを検討すること。</p>	6,7,8	10,11 ,12	4	12,14
<p>(5) 廃棄物等</p> <p>工事の実施に伴い発生する土石・木材等の発生量を適切に予測し、その有効利用を図ることにより廃棄物の発生の低減を図ること。</p>	9	13		
<p>(6) 文化財</p> <p>有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。</p>		14		18